証券コード　8279
平成28年６月６日

株　主　各　位

埼玉県川越市脇田本町１番地５
株式会社 ヤオコー
代表取締役社長　川　野　澄　人

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月20日（月曜日）午後５時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月21日（火曜日）午前10時開会
（受付開始　午前９時）

２．場　　所　埼玉県川越市新富町１－22
川越プリンスホテル３階 ダイヤモンド
（末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照下さい。）

３．会議の目的事項

報 告 事 項　第59期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役１名選任の件

第４号議案　監査役４名選任の件

第５号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

第６号議案　取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

４．その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウエブサイト（http://www.yaoko-net.com/）に掲載いたしております。

なお、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当該「個別注記表」を含んでおります。

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎ 事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、その内容をインターネット上の当社ウエブサイト（http://www.yaoko-net.com/）に掲載いたしますのでご了承下さい。

◎ 株主総会終了後、株主の皆様の当社に対するご理解をより深めていただくため、懇談会を開催いたしますのでお気軽にご出席下さい。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、平成27年４月１日付で、連結子会社でありました株式会社三味を吸収合併いたしました。

これにより、当社は、当事業年度より、連結計算書類非作成会社となりました。

① 全般的概況

当事業年度につきましては、第８次中期経営計画の初年度として、「スーパーではなく『ヤオコー』と呼ばれる存在へ」をメインテーマに掲げ、「商品・販売戦略」、「運営戦略」、「育成戦略」、「出店・成長戦略」の４つの課題を柱に、生活者の「豊かで楽しい食生活」の実現に取組んでまいりました。

商品面につきましては、新規商品開発に傾注する一方、売上上位商品や旬の素材を中心とする主力商品の磨き込みと、商品のリニューアルによる活性化に尽力いたしました。特に、生鮮部門及びデリカ部門の相互連携強化による商品開発や商品化の拡充とともに、前期に稼働を開始したデリカ・生鮮センターの活用により、店舗における作業負担軽減にも取組んでまいりました。生鮮部門については生産者の皆さまと共同で鮮度・品質向上に取組む一方、デリカ部門については商品開発や改良を鋭意進め、お客さまの支持向上につながりました。また、「Ｙｅｓ！ＹＡＯＫＯ」（当社独自のプライベートブランド）の商品開発においては主に高品質商品群を充実させるとともに、引き続き「ｓｔａｒ　ｓｅｌｅｃｔ」（株式会社ライフコーポレーションとの共同開発プライベートブランド）の商品開発を進めてまいりました。

販売面につきましては、「商品育成」に主眼を置き、主力商品や旬の商品の支持拡大に注力いたしました。また、引き続き「ヤングファミリー層」（子育て世代）のお客さまからの支持拡大を図るべく、ＥＤＬＰ（常時低価格販売）政策を展開するとともに、ＦＳＰ（フリークエント・ショッパーズ・プログラム）の活用をより深耕した取組みを実施してまいりました。さらに、お客さま目線による従業員の接客意識の向上への取組みにも注力してまいりました。これらの施策の結果、既存店客数及び買上点数の増加につながり、既存店売上高が増加いたしました。

店舗運営につきましては、作業工程の見直しやＩＴ化・機器導入による業務効率化を推進するとともに、生産性向上についてモデル店舗での取組みの「横展開」を進めてまいりました。

店舗につきましては、４月にららぽーと富士見店（埼玉県富士見市）、７月に検見川浜店（千葉県千葉市）、11月に朝霞岡店（埼玉県朝霞市）、柏高柳駅前店（千葉県柏市）、１月に鶴ヶ島店（埼玉県鶴ヶ島市）、３月に稲城南山店（東京都稲城市）の６店舗を開設いたしました（平成28年３月末現在148店舗）。また、既存店の活性化策として、12月に１号店である小川ショッピングセンター、３月に熊谷箱田店の２店舗についてスクラップ＆ビルドによるリニューアルオープンを実施するとともに、既存店11店舗について大型改装を実施いたしました。

上記の結果、当事業年度における営業収益は325,441百万円（前期比10.0％増）、営業利益は13,850百万円（同12.1％増）、経常利益は13,539百万円（同7.5％増）、当期純利益は9,065百万円（同6.1％増）となり、27期連続の増収増益を達成しております。

なお、当社は、スーパーマーケット事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

（注）「ＦＳＰ（フリークエント・ショッパーズ・プログラム）」とは、ロイヤルカスタマーの維持拡大を図るための販売促進に関するマーケティング政策のことで、ポイントカード等でお客さまの購買データを分析して、個々のお客さまに最も適した商品・サービスを提供すること。

② 会社の売上高の状況

（単位：百万円）

区分＼期別	当事業年度 平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	
	売上高	構成比
		%
生鮮食品	107,633	34.6
デリカ食品	41,800	13.5
加工食品	83,800	27.0
日配食品	62,735	20.2
住居関連	11,949	3.8
小計	307,919	99.1
専門店	2,715	0.9
合計	310,634	100.0

（注）前事業年度については、企業集団の売上高の状況を記載しておりました。そのため、前事業年度との比較は行なっておりません。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資額は17,048百万円でありました。主たる内訳は、新規出店に伴う建物及び土地の取得、既存店の改装、店舗賃借のための差入保証金などであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中において、重要な資金調達はありませんでした。

(4) 財産及び損益の状況

区　　分	平成24年度 第56期	平成25年度 第57期	平成26年度 第58期	平成27年度 第59期(当期)
営　業　収　益(百万円)	237,556	263,015	295,883	325,441
営　業　利　益(百万円)	9,630	10,796	12,360	13,850
経　常　利　益(百万円)	10,521	11,213	12,599	13,539
当 期 純 利 益(百万円)	6,379	7,074	8,543	9,065
１株当たり当期純利益(円)	328.57	364.37	220.02	233.48
総　資　産　額(百万円)	99,080	119,927	129,501	142,399
純　資　産　額(百万円)	47,364	53,338	60,694	67,991
１株当たり純資産額(円)	2,439.63	2,747.38	1,563.13	1,751.10

（注１）営業収益の金額は売上高と営業収入の合計額であります。

（注２）当社は、平成27年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行なっております。第58期の期首に当該株式分割が行なわれたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

次期は、個人消費が伸び悩むなか本格的な景気回復は一進一退で足踏みが続く一方、業界・業態の垣根を超えた競争の激化をはじめ、原材料価格や建築コストの高騰、人材採用難と社会保険適用拡大に伴う働き方の変化による人件費の増加など、引き続き厳しい経営環境が予想されます。

こうしたなか、次期は第８次中期経営計画の２年目として、「スーパーではなく『ヤオコー』と呼ばれる存在へ」をメインテーマに、「圧倒的な商品づくり」、「機械化・ＩＴ化推進」、「人材が育つ仕組みづくり」、「ドーナツエリアでのシェアアップ」をベースとした４つの重点戦略を柱として取組んでまいります。

【商品・販売戦略】

○ 商品開発・開拓への注力

○ お客さまに応じた提案、品揃えの実現

【運営戦略】

○ 機械化・ＩＴ化とアウトソーシングの活用による省力化

○ エリア制導入による地域対応の強化

【育成戦略】

○ 働き甲斐と働きやすさの向上

【出店・成長戦略】

○ 首都圏ドーナツエリア（都心を中心とする20～40㎞圏内）での店舗の開発

○ 農業事業への参入、都市型小型店の検討推進

「ミールソリューションの充実」と「価格コンシャスの強化」をベースに、上記の取組みをより充実させることで、お客さまの「豊かで楽しい食生活」の実現を通して、商圏シェアの拡大を目指してまいります。

（注）「ミールソリューション」とは、お客さまの毎日の食事の献立の提案や料理のアドバイスなど食事に関する問題の解決のお手伝いをすること。
「価格コンシャス」とは、お客さまが買い易い値段、値頃（ねごろ）を常に意識して価格設定を行なうこと。

(6) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社は、生鮮食品を中心に一般食品・日用雑貨等の販売を主体とするスーパーマーケット事業を行なっております。

平成28年３月31日現在、埼玉県を中心に148店舗のチェーン展開を行なっており、豊富な品揃えと食生活の提案で地域社会に貢献しております。

(7) 主要な営業所及び工場

（平成28年３月31日現在）

本社	埼玉県川越市
店舗	埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県、東京都、栃木県、神奈川県 （合計148店舗）
物流センター	埼玉県狭山市、千葉県船橋市、群馬県伊勢崎市、神奈川県横浜市
デリカ・生鮮センター	埼玉県東松山市
研修センター	埼玉県川越市

(8) 従業員の状況

（平成28年３月31日現在）

区　　分	当期末従業員数(名)	前期末比増減(名)	平 均 年 齢(歳)	平均勤続年数(年)
男　　性	2,270	482増	38.8	10.8
女　　性	444	114増	31.7	7.4
合計又は平均	2,714	596増	37.7	10.2

（注１）　上記の他、パートナー社員（パートタイマー）及びアルバイト社員の期中平均雇用人員は9,881名（１日８時間換算）であります。

（注２）　従業員数増加の主な理由は、平成27年４月１日付で連結子会社でありました株式会社三味を吸収合併したためであります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

平成27年４月１日付で連結子会社でありました株式会社三味を吸収合併したため、当事業年度末に該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額

（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社武蔵野銀行	4,734
株式会社埼玉りそな銀行	4,635
株式会社三井住友銀行	4,586

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　54,634,000株

（注）当社は、平成27年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行なっております。これに伴い、発行可能株式総数が27,317,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数　　40,013,722株（自己株式977,391株を含む）

（注）当社は、平成27年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行なっております。これに伴い、発行済株式の総数が20,006,861株増加しております。

(3) 株主数　　9,155名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社川野商事	7,679	19.67
有限会社川野パートナーズ	4,047	10.37
公益財団法人川野小児医学奨学財団	1,900	4.87
ヤオコー従業員持株会	1,357	3.48
株式会社武蔵野銀行	1,292	3.31
株式会社三井住友銀行	1,292	3.31
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,045	2.68
川野清巳	1,006	2.58
川野幸夫	878	2.25
川野光世	836	2.14

（注）持株比率は自己株式（977,391株）を控除して計算しております。
自己株式には、「株式給付信託」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式208,500株は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年２月12日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入しました。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みで、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行ないます。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を貸借対照表に計上しております。

なお、当事業年度末に資産管理サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、当該自己株式の帳簿価額は999百万円、株式数は208,500株であります。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	川野幸夫	公益財団法人川野小児医学奨学財団理事長 一般社団法人日本スーパーマーケット協会会長
代表取締役社長	川野澄人	
代表取締役副社長	小林正雄	営業統括本部長
常務取締役	新井紀明	生鮮部長
常務取締役	上池昌伸	経営管理本部長兼経営企画室長兼人事総務本部長
取締役	反町　裕	営業統括室長兼ヤオコーファーム担当部長兼都市型小型店舗事業担当部長兼ブランド戦略担当部長
取締役	小澤三夫	販売部長
取締役	若林孝雄	
取締役	石塚孝則	デリカ事業部長
取締役	戸川晋一	営業企画部長兼情報システム部長
取締役	黒川重幸	エスケイホールディングス株式会社代表取締役 インクリース・プランニング株式会社代表取締役
取締役	矢野麻子	株式会社ドラマティック代表取締役 テントゥーフォー株式会社代表取締役 株式会社コギト・エデュケーション・アンド・マネジメント取締役
常勤監査役	大澤義正	
監査役	深澤邦光	株式会社植木組社外取締役（監査等委員） 株式会社テクノリンク社外監査役 株式会社ハツガイ社外監査役
監査役	千葉照實	
監査役	江崎覺夫	

（注１）黒川重幸氏、矢野麻子氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

（注２）深澤邦光氏、千葉照實氏、江崎覺夫氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

（注３）監査役深澤邦光氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注４）当社は、取締役黒川重幸氏、矢野麻子氏、監査役深澤邦光氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（注５）取締役矢野麻子氏の戸籍上の氏名は齊藤麻子であります。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

石塚孝則氏、戸川晋一氏、黒川重幸氏並びに矢野麻子氏は平成27年６月23日開催の第58回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しました。

② 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏　　名	新　担　当	旧　担　当	異動年月日
反　町　　裕	取締役営業統括室長 兼ヤオコーファーム担当部長 兼都市型小型店舗事業担当部長 兼ブランド戦略担当部長	取締役営業統括室長	平成28年３月１日
若　林　孝　雄	取締役	取締役開発本部長兼 開発統括部長	平成28年３月１日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額	摘要
取締役	12名	574百万円	（うち社外取締役２名　11百万円）
監査役	4名	32百万円	（うち社外監査役３名　14百万円）

（注１）株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額300百万円以内、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内であります。

（注２）使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

（注３）報酬等の総額には当事業年度に係る取締役に対する役員賞与60百万円及び役員退職慰労引当金の繰入額351百万円（取締役12名に対し349百万円、監査役４名に対し２百万円）が含まれております。なお、（注１）の報酬限度額には役員退職慰労金及び役員退職慰労引当金の繰入額は含まれておりません。役員退職慰労金の支給にあたっては、別途株主総会決議を求めるものであります。

（注４）取締役及び監査役の報酬等の額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、会社の経営成績及び各役員の職務の内容に応じた業績の評価等を勘案し、相当と思われる額としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役

イ 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役黒川重幸氏は、エスケイホールディングス株式会社、インクリース・プランニング株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社とエスケイホールディングス株式会社、インクリース・プランニング株式会社との間には特別な関係はありません。

取締役矢野麻子氏は、株式会社ドラマティック、テントゥーフォー株式会社の代表取締役を、また株式会社コギト・エデュケーション・アンド・マネジメントの取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社ドラマティック、テントゥーフォー株式会社、株式会社コギト・エデュケーション・アンド・マネジメントとの間には特別な関係はありません。

ロ 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ 社外取締役の当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主　な　活　動　状　況
黒　川　重　幸	平成27年６月就任後、当期開催の取締役会10回のうち全てに出席し、主に金融及び不動産の専門的見地から助言・提言を行なっております。
矢　野　麻　子	平成27年６月就任後、当期開催の取締役会10回のうち９回に出席し、主にマーケティング及びブランディングの専門的見地から助言・提言を行なっております。

ニ 親会社または子会社から役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 監査役

イ 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役深澤邦光氏は、株式会社植木組の社外取締役を、また株式会社テクノリンク、株式会社ハツガイの社外監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社植木組との間に店舗建設工事の取引があり、当社と株式会社テクノリンク及び株式会社ハツガイとの間には特別な関係はありません。

ハ 社外監査役の当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主　な　活　動　状　況
深　澤　邦　光	当期開催の取締役会14回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会14回のうち全てに出席し、主に税理士の専門的見地から助言・提言を行なっております。
千　葉　照　實	当期開催の取締役会14回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会14回のうち全てに出席し、主に危機管理上の専門的見地から助言・提言を行なっております。
江　崎　覺　夫	当期開催の取締役会14回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会14回のうち全てに出席し、主に食品衛生の専門的見地から助言・提言を行なっております。

ニ 親会社または子会社から役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

５．会計監査人に関する事項

(1) 名称　　監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

（単位：百万円）

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36

（注１）監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠の適切性について検討を行なった上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

（注２）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれら合計額を記載しております。

(4) 公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更を必要と認める場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

６．業務の適正を確保するための体制
（会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項）

【内部統制に関する基本方針】

当社の内部統制は、創業精神を明文化したものとしての経営理念及び社是にその基本を置いております。即ち、当社の経営理念は「生活者の日常の消費生活をより豊かにすることによって、地域文化の向上・発展に寄与する」ということであります。一企業として単に儲かればいいという収益を追求することだけではなく、その事業をとおして、食生活を中心とした地域の生活者のより豊かな生活の実現、延いては地域文化の向上・発展に寄与せんとする高い志を持つと同時に、社是において「明朗なる人生こそ明朗なる店をつくる」と謳い、会社経営の基本に「明朗さ」を置き、嘘やごまかしのない正直な商売・透明で健全な経営を第一義としております。

以上を踏まえて、平成27年５月１日施行の会社法第362条第４項第６号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」及び金融商品取引法で規定された「財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する体制の整備」について、以下のとおり定めております。

なお、本方針は、会社法及び会社法施行規則に基づき、平成18年５月１日の取締役会において決議し、平成20年３月17日、平成20年10月13日、平成24年５月９日、平成26年５月26日、平成27年４月13日の取締役会において一部改定しました。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第４項第６号、会社法施行規則第100条第１項第４号及び同第５号ニ）

① コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、事務局としてコンプライアンス室を設置する。

② コンプライアンス委員会は、社長が主宰し、コンプライアンスに関する諸規程・諸制度の制定・改廃・運用を行なうとともに、コンプライアンスに関する基本方針及び年度計画の策定、さらにはコンプライアンスに関する社内外の啓発・使用人の研修、その他コンプライアンスに関する重要事項を決定する。
また、同委員会には下部組織として、環境問題委員会及び公正取引推進委員会を設け、環境問題及び取引の適正化について、適切な対応を図る。

③ コンプライアンス委員会において、ヤオコーグループとして遵守すべき行動の規準・考え方を「ヤオコーグループ行動基準」として制定し、教育・研修を行ない、コンプライアンスの重要性について啓発するとともに、コンプライアンス関連の必要な情報・知識を提供し、コンプライアンスを尊重する意識・理解の徹底を図る。

④ 財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備・運用状況を評価・改善する組織として、社長が主宰する内部統制委員会を設置し、事務局として内部統制室を設置する。
また、「経理規程」その他の社内規程を整備し、会計基準その他関係諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保する。

⑤ 使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに所属の上長等をとおしてコンプライアンス室にその旨報告する。

⑥ コンプライアンス違反または法令遵守上疑義ある行為等について、使用人がコンプライアンス室長に直接情報提供を行なう手段として、公益通報者保護法に基づく通報窓口をコンプライアンス室に設ける。

⑦ 重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実が報告された場合には、コンプライアンス室は報告された事実について調査を指揮・監督し、社長と協議のうえ再発防止策など必要な対策を実施する。重要な通報については、その内容を関連部署の責任者に開示し、会社として必要な対処をする。同時に、その結果について、関係取締役等に報告し、周知徹底を図る。

⑧ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長する行為は行なわない。
また、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と密に連絡して対応する。

⑨ コンプライアンス委員会には子会社の取締役を参加させるとともに、子会社の職務執行については、各担当取締役が総合的に助言・指導を行なう。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第１項第１号）

① 取締役会議事録等重要な意思決定及び報告に関する書類については、文書の作成・保存・廃棄に関するルールを定めた「文書管理規程」及び関連の管理ルール等に基づき適切に対応する。

② 個人情報の管理については、コンプライアンス委員会の下部組織として個人情報安全管理委員会を設置し、法令に基づきその保護・利用・管理を適切に行なう。

(3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第１項第２号及び同第５号ロ）

① 当社のリスク管理に関する事項を統括する組織として、社長が主宰するリスクマネジメント委員会を設置し、事務局はコンプライアンス室が務める。リスクマネジメント委員会は、当社を取り巻くリスクの特定、リスクの顕在化を防ぐための手続きや体制及びリスクが顕在化した場合の対応方針や体制の整備に関する重要事項を決定する。

② 具体的な危機管理の対応については、危機管理計画書や地震、火災等緊急時を想定した対応マニュアル等に基づき、適切な対応を図る。

③ 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④ リスクマネジメント委員会には子会社の取締役を参加させるとともに、子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、各担当取締役が総合的に助言・指導を行なう。

(4) 当社及び子会社における取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第３号及び同第５号ハ）

① 定例の取締役会を毎月１回開催し、「取締役会規程」に定められている重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行なう。また、経営及び各業務運営管理に関する重要執行方針を協議・決定する機関として、経営推進会議を設置し、月１回以上開催する。経営推進会議は社長の諮問機関として、各取締役はじめ本社各主管部門の責任者で構成され、「経営推進会議規程」に基づき、中長期の経営計画、各年度の予算・決算、資金調達、組織・制度及び店舗に関する事項等経営の重要事項について協議する。

② 業務の具体的な運営については、前号で決定した中期経営計画及び各年度予算等に基づき、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、各部門においては、それぞれ自部門の目標達成に向け具体策を立案する。

③ 経営推進会議には子会社の取締役を参加させるとともに、子会社の職務執行については、各担当取締役が総合的に助言・指導を行なう。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第５号及び同イ）

① 子会社管理の担当責任部署を置くとともに、「関係会社管理規程」を定め、同規程及び法令・会計原則・税法等に基づき子会社の状況に応じ適切な管理・支援・指導を行なう。

② 当社社長及び子会社管理担当取締役は子会社の業務執行状況について、定期的に子会社より報告をさせる他、必要に応じ適宜説明を求めるとともに、グループ全体の経営効率向上ならびに親会社と子会社及び子会社相互間に発生する経営上の重要事項を合理的に解決する。

③ 監査部は、子会社の業務監査を随時実施し、業務全般にわたり適切な運営が行なわれているか監査し、その結果について、必要に応じ当社社長及び子会社管理担当取締役に報告する。

④ 監査役は、監査部と連携して、子会社の監査等当社グループ全体の監査を適切に行なう。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第１号）

監査役は職務遂行にあたり必要な場合は、監査部の所属員を補助者として起用することができる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第２号及び同第３号）

① 監査役職務補助者が当該補助職務を実施するにあたっての、当該職務補助者に対する指揮命令権限は、監査役に専属するものとする。

② 監査役職務補助者の当該業務に係る人事考課は監査役が行ない、その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。

(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第３項第４号、同イ及びロ）

① 社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行なう。

② 取締役及び使用人は会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

③ 監査役は、取締役会及び経営関連の諸会議に必要に応じ出席するとともに、稟議書をはじめ重要な書類等を適宜閲覧するなど会社の情報を収集し、取締役の職務執行を十分監視する。

④ 子会社の取締役、監査役及び使用人は、子会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したときは、コンプライアンス室に報告し、コンプライアンス室長は直ちに監査役に報告する。

(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第５号及び同第６号）

① 当社グループの取締役及び使用人がコンプライアンス室または監査役へ内部通報した場合、当該通報者に対し、相談または通報したことを理由として解雇その他いかなる不利益な取扱いも行なわない。

② 監査役会は、監査の実施にあたり、独自の意見形成を行なうために、必要に応じて会社の費用で法律、会計の専門家を活用することができる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第３項第７号）

① 監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を確保する。

② 監査役会は、社長及び他の業務執行責任者としての各取締役との意見交換やヒアリングにより、迅速な情報収集・適切な意思疎通を行ない、正確かつ効率的な監査業務の遂行を図る。

③ 監査部は、監査役と共同で監査を実施するなど密接な連携により、監査の適切な実施に協力する。

④ 監査役は、必要な場合には、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家と意思疎通を図るなど、円滑な監査活動を確保する。

（会社の業務の適正を確保するための体制の運用に関する事項）

当社は平成27年４月13日の取締役会決議により、内部統制の基本方針を一部改定しました。運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

当期は取締役会を14回開催し、重要事項につき審議、決定しました。

コンプライアンス委員会を２回開催するとともに、グループ役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を実施しました。

また、当社は内部通報制度の運用を実施しており、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

(2) リスク管理に対する取組み

リスクマネジメント委員会を２回開催し、全社的なリスクを抽出した上で抽出したリスクの評価を実施しました。また、災害対策本部設置訓練を行ない、食品事故対応フローを見直しました。

(3) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

経営推進会議を17回開催し、経営課題について協議・決定がなされ、迅速な意思決定と効率的な業務執行に努めました。

(4) 監査役の監査の実効性を確保するための取組み

監査役会は14回開催しました。

常勤監査役は、取締役会の他重要な会議への出席及び各部門長等への面談を通して得られた重要な情報について、他の監査役と共有を図り、必要に応じ意見を求めました。

また、監査役会は、監査部及び会計監査人と随時情報・意見交換を行なうなど、適正な監査の実効性の確保に努めました。

７．株式会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

（注） 本事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**20,400**	**流動負債**	**44,268**
現金及び預金	4,764	買掛金	19,261
売掛金	2,504	１年内返済予定の長期借入金	6,472
商品及び製品	5,998	リース債務	385
原材料及び貯蔵品	72	未払金	1,754
前払費用	905	未払費用	7,499
繰延税金資産	1,336	未払法人税等	2,722
未収入金	3,853	預り金	647
預け金	896	前受収益	312
その他	68	賞与引当金	2,039
固定資産	**121,998**	商品券回収損引当金	33
有形固定資産	**98,539**	ポイント引当金	1,083
建物	43,383	その他	2,056
構築物	4,396	**固定負債**	**30,139**
車両運搬具	2	長期借入金	14,031
工具、器具及び備品	9,931	リース債務	3,446
土地	35,798	再評価に係る繰延税金負債	37
リース資産	2,627	退職給付引当金	2,373
建設仮勘定	2,399	役員退職慰労引当金	1,501
無形固定資産	**3,216**	株式給付引当金	341
借地権	1,809	資産除去債務	2,928
ソフトウェア	1,007	預り保証金	5,126
リース資産	233	長期前受収益	318
その他	165	その他	32
投資その他の資産	**20,243**	**負債合計**	**74,407**
投資有価証券	646	(純資産の部)	
関係会社株式	168	**株主資本**	**72,856**
出資金	0	**資本金**	**4,199**
長期貸付金	101	**資本剰余金**	**4,361**
長期前払費用	1,739	資本準備金	3,606
繰延税金資産	2,065	その他資本剰余金	755
差入保証金	14,488	**利益剰余金**	**66,440**
その他	1,032	利益準備金	432
		その他利益剰余金	66,007
		別途積立金	56,380
		繰越利益剰余金	9,627
		自己株式	**△2,145**
		評価・換算差額等	**△4,864**
		その他有価証券評価差額金	141
		土地再評価差額金	△5,006
		純資産合計	**67,991**
資産合計	**142,399**	**負債純資産合計**	**142,399**

損 益 計 算 書

〔平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		310,634
売上原価		223,317
売上総利益		87,317
営業収入		
物流センター収入	9,871	
不動産賃貸収入	4,755	
その他の営業収入	179	14,807
営業総利益		102,124
販売費及び一般管理費		88,274
営業利益		13,850
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	110	
その他	110	220
営業外費用		
支払利息	511	
その他	20	531
経常利益		13,539
特別利益		
賃貸借契約違約金収入	3	
関係会社株式売却益	1,109	
抱合せ株式消滅差益	264	
その他	7	1,385
特別損失		
固定資産除却損	308	
減損損失	778	
役員退職慰労引当金繰入額	261	
その他	18	1,367
税引前当期純利益		13,556
法人税、住民税及び事業税	4,812	
法人税等調整額	△321	4,491
当期純利益		9,065

株主資本等変動計算書

〔平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	4,199	3,606	－	3,606	432	49,580	9,107	59,119
当期変動額								
剰余金の配当							△1,747	△1,747
当期純利益							9,065	9,065
別途積立金の積立						6,800	△6,800	－
自己株式の取得								
自己株式の処分			755	755				
土地再評価差額金の取崩							1	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	755	755	－	6,800	520	7,320
当期末残高	4,199	3,606	755	4,361	432	56,380	9,627	66,440

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,387	65,538	161	△5,006	△4,844	60,694
当期変動額						
剰余金の配当		△1,747				△1,747
当期純利益		9,065				9,065
別途積立金の積立		－				－
自己株式の取得	△1,002	△1,002				△1,002
自己株式の処分	244	999				999
土地再評価差額金の取崩		1				1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△20	0	△20	△20
当期変動額合計	△757	7,317	△20	0	△20	7,297
当期末残高	△2,145	72,856	141	△5,006	△4,864	67,991

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

株式会社　ヤオコー
取締役会御中

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

指定社員
業務執行社員　公認会計士　木　間　久　幸　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　　禎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヤオコーの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月23日

株式会社ヤオコー監査役会

常勤監査役　大　澤　義　正　㊞

社外監査役　深　澤　邦　光　㊞

社外監査役　千　葉　照　實　㊞

社外監査役　江　崎　覺　夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定配当の維持及び適正な利益還元とともに、今後の経営基盤の一層の強化と積極的な事業展開を図るための内部留保の確保などを総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第59期期末配当につきましては、１株につき25円とさせていただきたいと存じます。

なお、昨年12月に中間配当金として１株につき20円お支払いいたしておりますので、期を通じまして１株につき5円増配の45円となります。（※）

※平成27年４月１日付で実施いたしました普通株式１株につき２株の株式分割を考慮いたしますと、前期年間配当額は40円となります。

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額
　当社普通株式１株につき金25円
　総額　　975,908,275円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成28年６月22日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額
　繰越利益剰余金　　7,200,000,000円
(2) 増加する剰余金の項目とその額
　別途積立金　　7,200,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

今後の事業展開に対応するため、当社定款第２条（目的）に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行なうものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条　　（条文省略）	第１条　　（現行どおり）
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．　　（条文省略）	１．　　（現行どおり）
２．青果物及び惣菜類の加工並びに販売	２．青果物<u>の生産、加工</u>及び惣菜類の加工並びに販売
３．～２２．　　（条文省略）	３．～２２．　　（現行どおり）
（新　　設）	<u>２３.保育所の経営</u>
<u>２３．</u>　　（条文省略）	<u>２４．</u>　　（現行どおり）
<u>２４．</u>　　（条文省略）	<u>２５．</u>　　（現行どおり）
第３条～第４９条（条文省略）	第３条～第４９条（現行どおり）

第３号議案　取締役１名選任の件

取締役若林孝雄氏は本定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任いたします。つきましては、新たに取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次の通りであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
酒巻　久 （昭和15年３月６日生）	昭和42年１月　キヤノンカメラ㈱（現キヤノン㈱）入社 昭和62年１月　同社システム事業部長 平成元年３月　同社取締役 平成８年３月　同社常務取締役 平成11年３月　キヤノン電子㈱代表取締役社長（現任） 平成27年６月　㈱富士通ゼネラル社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） キヤノン電子㈱代表取締役社長 ㈱富士通ゼネラル社外取締役 （選任理由） 同氏は、企業経営者としての実績、見識が高く評価されていることから、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。	－株

（注）1.　取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.　取締役候補者酒巻久氏は、社外取締役候補者であります。
3.　社外取締役候補者酒巻久氏の取締役選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4.　社外取締役候補者酒巻久氏の選任が承認された場合、当社は同氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　監査役４名選任の件

監査役全員（４名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
※1	若林孝雄（わかばやしたかお） （昭和32年３月11日生）	平成20年７月　当社入社　開発統括部長 平成22年４月　当社開発本部副本部長兼開発統括部長 平成24年２月　当社開発本部副本部長兼店舗開発部長 平成25年４月　当社開発本部長 平成25年６月　当社取締役開発本部長 平成26年４月　当社取締役開発本部長兼開発統括部長 平成28年３月　当社取締役（現任） （選任理由） 同氏は当社の取締役をはじめ要職を歴任しており、経営全般に関する豊かな経験と知識を当社の監査に反映していただくため、監査役として選任をお願いするものであります。	2,098株
2	深澤邦光（ふかざわくにみつ） （昭和21年１月８日生）	平成９年７月　新津税務署長 平成16年７月　新潟税務署長 平成17年７月　退官 平成17年８月　税理士登録開業 平成20年６月　㈱植木組監査役 平成20年６月　㈱テクノリンク監査役（現任） 平成21年６月　当社監査役（現任） 平成23年２月　㈱ハツガイ監査役（現任） 平成27年６月　㈱植木組取締役監査等委員（現任） （選任理由） 同氏は税理士としての豊かな経験と知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。	2,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	千葉照實（ちばてるみ） （昭和21年10月12日生）	平成16年３月　川越警察署長 平成17年３月　埼玉県警察本部総務部長 平成18年３月　退官 平成18年４月　(財)埼玉県交通安全協会運転免許センター事業所長 平成20年２月　清水建設㈱関東支店総務部参与 平成22年10月　埼玉県教育委員会委員 平成24年６月　当社監査役（現任） （選任理由） 同氏は危機管理等の専門的な見識と豊かな経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。	900株
4	江崎覺夫（えざきあきお） （昭和23年３月21日生）	平成11年４月　埼玉県大宮保健所生活衛生部長 平成13年４月　埼玉県中央保健所主席主幹 平成15年４月　熊谷食肉衛生検査センター所長 平成20年３月　退官 平成20年４月　㈱東洋食品衛生部食品衛生管理室長 平成22年７月　同社衛生部副部長（現任） 平成24年６月　当社監査役（現任） （選任理由） 同氏は衛生管理・監督者としての豊かな経験と知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。	900株

（注）1. ※印は、新任候補者であります。
2. 当社は、深澤邦光氏が社外取締役を務める㈱植木組との間に、店舗建設工事の取引があり、㈱テクノリンク及び㈱ハツガイとの間には特別の利害関係はありません。また、その他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 深澤邦光氏、千葉照實氏、江崎覺夫氏は、社外監査役候補者です。
4. 社外監査役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について
(1) 深澤邦光氏は税理士としての専門的な見地から、主に会計・税務に関わる全般的な助言を頂いており、また、経営に関する見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断いたします。
(2) 千葉照實氏は危機管理等の専門的な見識と豊かな経験から、主に防犯対策及び当社が受ける犯罪の対応策に関わる助言を頂けること、また、経営に関する見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断いたします。
(3) 江崎覺夫氏は衛生管理・監督者としての専門的な見地から、当社の衛生管理に関わる全般的な助言を頂けること、また、経営に関する見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断いたします。
5. 当社は、深澤邦光氏、千葉照實氏、江崎覺夫氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。３氏の再任が承認された場合、当社は３氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 深澤邦光氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって７年になります。また、千葉照實氏及び江崎覺夫氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年になります。
7. 当社は、深澤邦光氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任されます大澤義正氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
大　澤　義　正	平成13年９月　当社入社 平成14年６月　当社常務取締役 平成20年６月　当社常勤監査役（現任）

また、当社は平成28年３月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、在任中の取締役及び監査役に対し、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

ただし、支給時期につきましては、当該取締役及び監査役の退任の時とし、具体的金額、方法等は取締役について取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　歴	
川　野　幸　夫	昭和44年１月 昭和49年３月 昭和49年10月 昭和56年５月 昭和60年１月 平成19年６月	㈲八百幸商店入社 ㈲八百幸商店を改組し㈱ヤオコー設立 当社取締役 当社専務取締役 当社代表取締役専務 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長（現任）
川　野　澄　人	平成13年４月 平成21年６月 平成23年６月 平成24年２月 平成25年４月	当社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長（現任）
小　林　正　雄	昭和52年３月 平成６年６月 平成16年５月 平成21年６月 平成26年３月	当社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社代表取締役副社長（現任）
新　井　紀　明	昭和54年３月 平成20年６月 平成25年６月	当社入社 当社取締役 当社常務取締役（現任）
上　池　昌　伸	平成17年１月 平成20年６月 平成25年６月	当社入社 当社取締役 当社常務取締役（現任）
反　町　　裕	昭和57年３月 平成21年６月	当社入社 当社取締役（現任）
小　澤　三　夫	平成元年９月 平成24年６月	当社入社 当社取締役（現任）
若　林　孝　雄	平成20年７月 平成25年６月	当社入社 当社取締役（現任）
石　塚　孝　則	平成８年４月 平成27年６月	当社入社 当社取締役（現任）
戸　川　晋　一	平成25年３月 平成27年６月	当社入社 当社取締役（現任）
黒　川　重　幸	平成27年６月	当社取締役（非常勤）（現任）
矢　野　麻　子	平成27年６月	当社取締役（非常勤）（現任）
深　澤　邦　光	平成21年６月	当社監査役（非常勤）（現任）
千　葉　照　實	平成24年６月	当社監査役（非常勤）（現任）
江　崎　覺　夫	平成24年６月	当社監査役（非常勤）（現任）

（注）1.　黒川重幸氏、矢野麻子氏は社外取締役であります。
2.　深澤邦光氏、千葉照實氏、江崎覺夫氏は社外監査役であります。

第６号議案　取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

１．議案の内容

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「役員退職慰労金」により構成されていましたが、本議案は、新たに取締役に対する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。

なお、その詳細につきましては、後記２の範囲内で取締役会の決議にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、役員退職慰労金制度を廃止し（第５号議案「退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件」をご参照ください。）、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、当社の取締役の報酬は、平成24年６月26日開催の第55回定時株主総会においてご承認いただきました報酬限度額（年額３億円以内）とは別枠で、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

また、第３号議案「取締役１名選任の件」が原案どおり可決されますと、本株主総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は９名となります。

２．　本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託を通じて当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行ない、取締役に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が信託を通じて交付される株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の信託期間は、平成28年８月（予定）から平成33年８月（予定）までの約５年間とし、本株主総会終結時から平成33年６月株主総会終了時までの５年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する当社の取締役の報酬として、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金350百万円（1年につき金70百万円に相当します。）を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間（年数）に、１年につき金70百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)①のポイントの付与及び後記(4)の当社株式の交付を継続します。

但し、前記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式数の算定方法と上限

① 取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中に、株式交付規程に定めるポイント付与日に役位別基準に応じたポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり12,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、前記①で付与を受けたポイントの数に応じて、後記(4)の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行なうことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行ないます。）を乗じた数とします。

(4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する前記(3)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行なうことにより、本信託から行なわれます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

【ご参考】平成28年5月25日付適時開示（抜粋）
「当社取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」

１．本制度導入の目的

当社取締役会は、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会においてご承認いただくことを条件に本制度を導入することを決議いたしました。

２．役員退職慰労金制度の廃止

当社は平成28年3月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、現行の役員退職慰労金制度を本株主総会終結時をもって廃止することといたしました。

また、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役については、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を打切り支給することを本株主総会に付議いたします。

なお、退職慰労金の打切り支給時期は、各取締役及び各監査役が当社の取締役及び監査役を退任した時といたします。

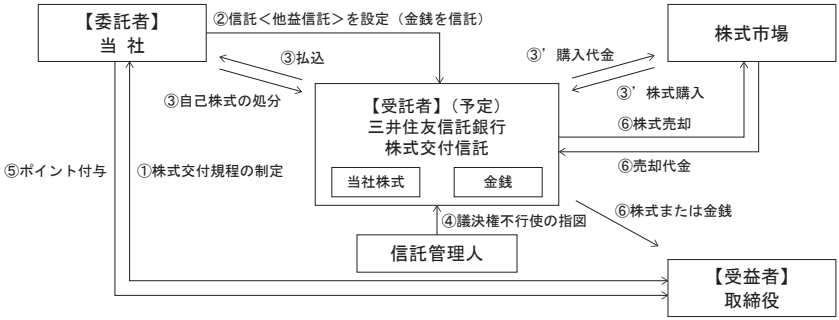
３．本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託を通じて当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行ない、取締役に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が信託を通じて交付される株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

＜本制度の仕組みの概要＞



① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします）を信託します。
③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、株式市場から取得する方法によります。）。
④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。
本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を株式市場にて売却し、金銭を交付します。

(2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、後記（7）に従って交付を行なうために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

(3) 信託期間

信託期間は、平成28年８月（予定）から平成33年８月（予定）までの約５年間とします。但し、後記（４）のとおり、信託期間の延長を行なうことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

本信託は、本株主総会終結時から平成33年６月株主総会終結時までの５年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する当社の取締役の報酬として、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、前記（３）の信託期間中に、金350百万円（1年につき金70百万円に相当します。）を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間（年数）に、1年につき金70百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記（６）のポイント付与及び後記（７）の当社株式の交付を継続します。

(5) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記（４）の株式取得資金の上限の範囲内で、取引所市場を通じて又は当社からの自己株式処分による取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（４）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中に、株式交付規程に定めるポイント付与日に役位別基準に応じたポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり12,000ポイントを上限とします。

(7) 各取締役に対する当社株式の交付

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行なうことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行ないます。）を乗じた数とします。

各取締役に対する当社株式の交付は、対象期間に在任する各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行なうことにより、本信託から行なわれます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内略図

会　　場　埼玉県川越市新富町１－22
川越プリンスホテル３階 ダイヤモンド
電話　049－227－1111
※第２会場も用意しており、状況によりご案内させていただきます。

交通のご案内　１階が西武新宿線本川越駅
東武東上線川越市駅から徒歩約７分
ＪＲ線、東武東上線川越駅から徒歩約10分

